

水産物品質管理対策推進支援事業

121（122）百万円

対策のポイント

国際的な品質管理基準に対応した生産段階の品質管理機能を強化するため、漁船や養殖場における品質管理ガイドラインの策定等を促進します。

<背景>

- ・消費者の食の安全・安心に対する関心の高まり
- ・EU向け輸出水産食品に対しては、漁船及び養殖場にEU基準の衛生管理が求められる等水産食品の生産段階における品質管理の徹底も国際的な流れ

政策目標

水産物の総合的な品質管理体制の構築

<内容>

生産段階から産地市場、水産加工場に至る品質管理の取り組みを進め、国際競争力を強化するための水産物の総合的な品質管理体制を構築します。

1. 産地市場及び水産加工場における品質管理の推進

総合推進協議会の開催、産地市場を対象とした産地タイプ別品質管理ガイドラインの策定、小規模水産加工者を対象とした品目別危害分析・管理実施指針の策定等を行います。

2. 生産者を対象とした品質管理の促進

漁船及び養殖場を対象として国際的に通用する品質管理措置の検討、具体的に導入するための品質管理ガイドラインの策定、講習会の開催、生産者、加工業者及び流通業者による協議会の開催を行います。

【担当課：水産庁加工流通課(03)3591-5613（直）】